

とちぎ社労士 No.112



日光明智平

撮影：県央支部 今井敬史会員

- ★会長挨拶
- ★安全管理研修会
- ★社労士自主研究会～第1回 土曜会～
- ★会員からの寄稿
年金はあちらこちらに落とし穴（後編）
「ブラック士業」なのでしょうか？
- ★行政官庁等との事務連絡協議会開催
- ★事務所訪問
- ★新入会員のご紹介
- ★特定（産業別）最低賃金の改正について
- ★広報委員会からのお知らせ
- ★事務局だより
- ★編集後記



発行

栃木県社会保険労務士会
宇都宮市鶴田町3492-46
TEL 028 (647) 2028
(ホームページ) <http://www.tochigi-sr.jp/>
(Eメール) tochigi-sr@tea.ocn.ne.jp
発行人 藤 沼 清 市

会 長 挨拶



栃木県社会保険労務士会 会長 藤 沼 清 市

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

会員の皆様には、県会の運営にあたり日頃より多大なご協力とご支援を賜り誠にありがとうございます。

昨年は、政権交代による経済成長戦略（アベノミクス）によって、輸出関連産業を中心に業績の向上が見られ、緩やかに景気回復に動き出す兆しが見えた年であり、2020年の東京五輪開催決定が決まるなど明るさも取り戻した年でもありました。

一方中小零細企業では業績アップも一部にとどまり、円安による輸入原材料の高騰など、アベノミクス効果も限定的なものとなっている状況です。特に地方では、その波及効果を実感するには至ってないようです。

ただ今年4月の消費税増税にともなう駆け込み需要が一部で見られ、建築・建設業関係では人手不足感が強まり求人難とも言われていますが、4月以降の反動も予想されていることから、さらなる企業努力と経済対策が望まれます。

社労士制度が制定され、昨年で45年が経過。この間、諸先輩の努力の積み重ねによって、労働・社会保険関係の法律専門士業として認知され、国民生活に密着した士業となっています。事業経営にとっても労働・社会保険の他、人事・労務管理面での必要性が増し、広く事業の発展に寄与する士業として認められるまでになりました。社労士の基礎を築き、発展に努力されてきた先輩諸兄に深く感謝申し上げたいと存じます。

現在、全国では約38,000人を越える会員登録があり、それぞれの会員が第一線で活躍されているものと推察いたします。当県会においても会員数が357人と増加している中で、昨年4月、厚労省より連合会長宛に発せられた、「社会保険労務士の不正行為防止に係る緊急要請」なる文書が気になります。

全国で多くの会員が自己研鑽し、日々の業務に真摯に取り組んでいる中で、ほんの一部の会員の不正行為によって我々の士業への信用・信頼を損ねてしまいます。特に各種助成金、労働・社会保険料に関する不正行為で、失格処分・業務停止などの懲戒処分例が散見されるに至り、当県会においても事業所（者）や労働者などから、年に数件ですが苦情も寄せられています。

「士業」としての社会的責任と役割も一層重要性を増し、決して社労士の信頼を失墜させるようなことがあってはいけません。社労士法第1条（目的）、第1条の2（社労士の職責）、社労士倫理綱領を再認識されることを望んでやみません。

今年の干支は午（馬）、県会理事・監事・職員一丸となって会務に取り組んで参ります。会員の皆さまにおかれましても、午（馬）のごとく飛躍の年となりますようことを心からお祈り申し上げ、今後とも研修会、相談会等会務へのご支援・ご協力をお願いいたしまして年頭のご挨拶とさせていただきます。



安全管理研修会

平成25年11月15日(金)鬼怒川グランドホテルにおいて、平成25年度安全管理研修会が開催され、知名度のある先生が講師であったため、例年よりかなり多い63名の会員が研修会に参加しました。



第1部 「労災保険の認定の仕組みと請求の留意点」

東京都社会保険労務士会所属 社会保険労務士 高橋 健 氏

高橋先生は、労働省（現厚生労働省）に36年間勤務されて、平成23年に社労士事務所を開業されました。労災認定現場での実務経験を基にして、労災関係の各種相談業務、セミナー講師、専門誌への寄稿などでご活躍されております。

今回の研修は、労基署での経験をもとに、労災認定調査についての実態、流れ、留意点などをわかりやすく具体的な事例を挙げて、解説していただきました。

日常業務として各種の労災保険給付申請書を作成し申請する社労士にとって、記載内容の注意すべき点はどこなのか、また労基署側から見たチェック項目はどこなのかなど、普段では知ることの出来ない貴重な研修でした。



第2部 「定額残業代への逆風とその課題」

第一東京弁護士会所属 弁護士 向井 蘭 氏

向井先生は、狩野・岡・向井法律事務所にも所属され、労働者側の弁護士が多い中、使用者側の立場について精通されている弁護士先生であります。

また、使用者側の労働事件を扱う弁護士団体である「経営法曹会議」の会員でもあり、企業法務を専門とし、解雇、雇止め、未払い残業、団体交渉、労災など、使用者側の労働事件を数多く扱っておられます。

主な著書の中に「社長は労働法をこう使い！」などがありますが、本書が全国的に反響を呼んだこともあって、各社労士会や経営者団体からのセミナー・講演依頼が急増したそうです。

今回の研修では、変動期にある定額残業代制度というテーマで、従来の裁判例では就業規則、雇用契約書等で定額残業代の規定があれば認められていた事例が、単に規定があるというだけでは十分でなく、実際に給与明細書等に残業代の内訳を表示するなどして正確な運用をしないと、裁判所では否認される流れにあるということでした。

社労士として顧問先に定額残業制度の導入を提案する場合には、慎重に検討すべき必要性があると感じる研修でした。

最後に余談になりますが、向井先生は懇親会にも参加し宿泊されて、直接いろいろなお話を聞くことが出来ました。また、2次会のカラオケ大会でも大いに盛り上がり、また是非栃木にお越しになりたいとおっしゃられ、喜んでお帰りになりました。

今回の安全管理研修会に参加された方の中から2名の会員の方に、研修会の感想を書いていただきました。



安全管理研修会に参加した感想

県央支部 吉田 哲也

私は平成25年9月に開業登録をし、僅か2ヶ月半程しか経過していませんが、研修会には殆ど参加させて頂いております。その中でも今回の安全管理研修は非常に楽しみにしておりました。なぜなら労働基準監督署出身の高橋先生と、労働事件に特化した弁護士の向井先生の講義という通常であればお金を払ってでも聞きたい内容であったからです。

高橋先生からは、労災認定について現場ならではの話を聞く事ができました。特に調査保留になる記載例や、給付まで時間を要する原因など、実務経験が乏しい自分にとってはとても有意義ですぐに活用できる内容でした。実は先日初めて労災の申請を行い、休業補償給付を請求する所でしたので、「予め災害状況欄に保留を防ぐ論点を載せておく」というアドバイスが非常に役立ちました。

また後半の向井先生は定額残業代の問題点について、実際の裁判例を用いた臨場感のある話を聞くことができました。最近では集団での高額請求が多いこと、定額残業代に対して裁判所は厳しい目で見ていること、そして何より、如何にして未然に未払い残業代請求を防ぐことが大事かを学んだ講義でした。その中でも多重債務者から未払い残業代請求された場合の弁護士同士の駆け引きというのも印象に残り、未払い残業代問題のキッカケは様々あるものだと感じました。

どちらの先生も時折ユーモラスな表現や逸話があり、最後まで飽きる事なく聴くことが出来ました。また資料の内容も充実しており、事務所に戻ってから復習に役立てております。今回はこの様な研修会を開催頂き有難う御座いました。

平成25年度安全管理研修会に参加して

県西支部 田村 桂介

平成25年11月15日に開催された安全管理研修会に参加して、東京会の高橋健先生による「労災保険の認定の仕組みと請求の留意点」および使用者側の弁護士として定評のある向井蘭先生による「定額残業代への逆風とその課題」をテーマに、社労士として身につけるべき必要な知識と最新情報の勉強をさせていただきました。

具体的には、第一部の高橋 健先生の研修では、高橋先生が以前に労基署に勤務されたときの実務経験を活かして、労基署内における労災認定調査について、業務災害および通勤災害に関する労災給付請求書等の書類の受付から審査、支給決定までの流れを研修資料を用いながら解説していただいたので、労災請求手続きに関し、一般的な解説書や専門書に書かれていない知識と情報を得ることができました。

第二部の向井蘭先生の研修では、定額残業代についての変遷と近年における定額残業代への逆風と課題について説明されました。また、定額残業代を導入する際の注意点や導入までの流れを具体的な事例と書式例をパワーポイントと研修資料を用いながら解説していただいたので、今まではそこまで知らなかった定額残業代についての知識と情報を得ることができました。例えば、定額残業代を導入する際の注意点として、従業員への説明会を開催すること、定額残業代導入後の就業規則・賃金規程を労基署に届出している従業員に周知していなければ無効になってしまうこと、導入に際しては不利益変更にあたるため従業員代表の同意ではダメで従業員一人一人の書面による同意が必要なこと、給料明細書にも時間外労働時間数を記載して定額残業代に不足が生じた場合には精算を行うことなどです。

以上、今年の安全管理研修会はとても有意義なものであり勉強になりました。今後とも社労士会が開催する研修会に注目するとともに、積極的に参加していきたいと思っております。

～シリーズ～

社 労 士 自 主 研 究 会第**1**回**土 曜 会**

今回の会報よりシリーズで、栃木県社労士会の中で自主的に活動している研究会のグループを紹介していくことになりました。第1回目は社労士自主研修会土曜会からの紹介記事を掲載いたします。自主勉強会の活動を会報に掲載することを希望される方は、事務局までご連絡をお願いします。

土曜会は平成20年、宇都宮を中心に活動していた勉強会と県北地区で活動していた勉強会が合併し、「会員が切磋琢磨し、社会保険労務士としての資質の向上、事務所経営の発展および会員同士の親睦を図ることを趣旨とする」として立ち上げた自主研修のグループです。現在、会員は男性6名、女性5名の11名で30歳代から60歳代、新人からベテランの社労士で、ライバルとしてではなくパートナーとして互いに切磋琢磨しています。



毎月1回の定例会を催し、業務知識の勉強・それぞれの顧問先等で発生した諸問題の解決・業界や事務所経営に関するノウハウ等の資料、情報交換等を行っています。勉強会終了後は必ず懇親会を行うことになっていて、これに参加することも重要な情報交換の場となっています。各人それぞれ個別に深い話もでき、酒席での話故にいろいろな裏事情も聞きあうことができます。法改正やある程度の業務知識についてはネット等でも収集できますが、いろいろな生の意見を聞きあつての業務解釈や地元の経済、役所の情報等は貴重なものです。その他毎年、新年会は温泉地で宿泊し、秋には1泊2日の研修旅行を行い、和気あいあい、かつ熱く活動しています。

《勉強会要綱》

日 時：毎月1回 土曜日 13時30分～17時00分

会 場：宇都宮東コミュニティセンター

懇親会：宇都宮市内にて 17時30分～

平成25年の活動状況は以下のとおりです。

- | | | |
|-----|---|----------------------------|
| 1月 | 久島労務管理事務所・鈴木社労士事務所の事務所視察
新年会（那須りんどう湖ロイヤルホテル宿泊） | 担当：奥田 照幸 |
| 2月 | 労働紛争の紛争処理手続き・個別労使紛争と解決事例 | 担当：田村 桂介 |
| 3月 | メンタル不調への対応とカウンセリング | 担当：奥田 照幸
(産業カウンセラー有資格者) |
| 4月 | 建設会社の労務管理と建設業法 | 担当：久島 正 |
| 5月 | リスクアセスメント・てんかん症持病労働者への対応の仕方 | 担当：鈴木 芳徳 |
| 6月 | トラック、バス等会社の労務管理・各種助成金 | 担当：渡辺日出夫 |
| 7月 | 36協定届出時の注意点と締結、運用・パレートの法則 | 担当：黒須 好次 |
| 8月 | 残業トラブル対応 | 担当：星 玲子 |
| 9月 | 審査請求に関しての行政庁への対応の仕方 | 担当：佐藤 智子 |
| 10月 | 研修旅行 新潟県のワイナリー、酒蔵見学ツアー（鯨波松島温泉宿泊） | 担当：中澤ひとみ |
| 11月 | 雇用保険の実務について | 担当：石下 和子 |
| 12月 | 最近の気になる労務管理情報（裁判例、是正勧告、基金の解散他）について | 担当：増渕 裕美 |

平成25年会長 黒 須 好 次（黒須労務管理事務所）

年金は あちらこちらに 落とし穴 (後編)

県西支部 杵 洵 徹

●半月後に落ちた「落とし穴」とは、その①

この日の手続きは順調に終わりました。1度相談して、助言して頂いた通りなので当然です。ただ添付書類については、再度事細かに確認されたのには閉口しましたが……。再びまったく同じ事例を経験するかどうかはわかりませんが、少しレアなケースを経験し処理できますとうれしいものです。こんな原稿を書く事も出来ますし……。しかし、半月後に「落とし穴」が待っていました。8月15日(休)に想像すらしていなかった「3号届」の“返戻”がありました。「返戻理由」は「国民年金第3号被保険者に該当しないため。国民年金第3号被保険者となるのは、第2号被保険者（原則として65歳未満）の配偶者の方」なので「届出不要ですので届書をお戻しします」との事でしたが、まったくもって腑に落ちませんでした。

この「別居している外国人配偶者」は、健康保険の被扶養者にはなれましたが、国民年金の「第3号被保険者」にはなれなかったのです。返戻先の「栃木事務センター」の連絡先も記載されていましたが、まず年金事務所の担当者に連絡してみました。「お盆休み」がない職場で助かります。これが年末年始でしたらモヤモヤして年越せませんよ。しかし担当者個人が「夏休み」の可能性を心配しましたが、キチンと仕事をされていました。事の顛末を伝えますと担当者も「おかしいですね。健康保険の被扶養者には問題なくなっているのに……」との事でした。担当者が「栃木事務センター」に問い合わせるとの事でしたのでお任せしました。面識のない「先」に連絡をする事は、引っ込み思案の私は苦手ですので、好都合でした。そして、思いの外すぐに回答の連絡がありました。問い合わせるまでもなく理由が分かったとの事でした。

●半月後に落ちた「落とし穴」とは、その②

「別居している外国人配偶者」が「60歳以上」だった？ いいえ違います。それでしたらさすがに迂闊な私でも気が付きます。被保険者が「65歳以上」だったのです。この人は、「65歳以上」でしたので厚生年金の被保険者であるにも関わらず、国民年金の「第2号被保険者」にはなれなかったのです。そして「別居している外国人配偶者」は、「第2号被保険者」の被扶養配偶者ではないので「第3号被保険者」にはなれないのです。この「3段階論法」のような理屈によって「第1号被保険者」として国民年金保険料を納めるべき立場なのです。「別居」や「外国人配偶者」などという、キーワードにばかり気を取られていましたら、この「落とし穴」です。被保険者の年齢なんてノーマークでした。不幸中の幸いで、担当者は自分で気づく事が出来ましたし、私も自分で「栃木事務センター」へ連絡して“恥の上塗り”をしなくて済みまし、やれやれです。そして、数年前の出来事を思い出す事になりました。

●「配偶者65歳到達に係る勧奨について」という通知！

「65歳になった役員（被保険者）の60歳未満の被扶養配偶者に国民年金の保険料納付書が送られてきたのは何故なのか？」とか「配偶者65歳到達に係る勧奨について」という書類についてたびたび質問を受けた時期がありました。最初は私も今回の件と同じ様に“キツネにつままれた”気分でしたが、調べてみますと前述した通りの理由に、やっとたどり着きました。第3号被保険者であった人を、職権(?)で外してしまったわけです。今回は65歳以上の従業員の被保険者取得手続きをしたところ、被扶養配偶者を「第3号」にしてもらえませんでした。これからはこんなケースも増えるかも知れません。手続きを依頼された際に、健康保険の被扶養者になる事はできますが、国民年金の第3号被保険者にはなれない旨をキチンと説明出来る社労士でありたいものです。そのための知識の足しになりそうな事を、以下に記しておきたいと思います。

●60歳未満の被扶養者がいる場合は？

第3号被保険者とは、第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者のことです。厚生年金保険の被保険者は、20歳未満や60歳以上65歳未満の人でも国民年金の第2号被保険者になります。在職中の場合は、65歳以上70歳未満の間も厚生年金保険の被保険者（保険料を支払う）であり在職老齢年金の対象でもあります。65歳以上の老齢基礎年金等の受給権者（受給者ではない）は厚生年金の被保険者であっても原則として（この「原則」という言葉も曲者）国民年金には加入しないので、第2号被保険者にはなれませんから、たとえ60歳未満の妻が被扶養配偶者であっても第3号被保険者にはなれません。なれない理由は、第3号被保険者になることができるのは、第2号被保険者に扶養されている配偶者だけだからです。従って、被扶養者は第1号被保険者として国民年金の保険料を納付しなければなりません。ただし、65歳以上であっても老齢基礎年金の受給資格を満たしていなければ特例で第2号被保険者になります。

●国民年金の第2号被保険者には、なれない人たちとは？

厚生年金の被保険者であるにも関わらず、国民年金の第2号被保険者になれないケースとしては、①65歳以上70歳未満で社会保険（厚生年金＋健康保険）に加入しているが、老齢厚生年金などの受給権者であるとき、②70歳以上なので厚生年金の被保険者になれないとき（健康保険のみに加入）などが考えられます。本人自体は、第2号被保険者になれなくても不都合はありませんが、被扶養配偶者には前述の「3段階論法」のような理屈によって第3号被保険者になれないという不都合が生じてしまいます。

少し違ったケースですが、会社を退職された際に健康保険の「任意継続被保険者」を選択された場合も注意が必要です。60歳未満だとしますと第1号被保険者として国民年金の保険料を納める事になります。被扶養配偶者がいたとしても、当然ながら第3号被保険者にはなれません。理由は、第2号被保険者の配偶者ではないからです。この場合、配偶者も60歳未満だとしますと、第1号被保険者として国民年金の保険料を納める事になります。ほとんどの場合、厚生年金と健康保険とはセットになっていますので、社会保険（厚生年金＋健康保険）の「任意継続被保険者」になったと勘違いしてしまっている人は意外と多いものです。「任意継続被保険者」になったので、市役所で国民健康保険への加入手続きをする必要がないので、第1号被保険者への切り替え手続きも忘れられがちです。退職される従業員が「任意継続被保険者」を選択された場合は、たとえ事業主経由だとしましても、一言添えてあげたいものです。

●最後になりますが…

被扶養配偶者が60歳以上の場合は比較的気づきやすいかも知れませんが、「3号届」を提出しただけで手続きは完了しますが、「基礎年金番号」を持っている20歳未満の場合は、気づきにくい上に、後日、20歳到達後に「3号届」を提出する義務が残ります。このケースに限らず40歳、60歳、65歳、70歳、75歳と他人の年齢をチェックする事は社労士の仕事の1つと言えるかも知れません。

日々の社労士業務で感じている事は“縁”というものです。たとえ本人と顔を合わせる事はなくても、奇跡的な“一期一会”をしたのですから、その“縁”に、丁寧な仕事で応えてあげたいものです。

前回の会報「とちぎ社労士第111号」に掲載した杵渕会員の「年金はあちらこちらに落とし穴（前編）」の記事の中で、誤植がありましたのでお詫びと共に訂正させていただきます。（7ページ本文の6行目）

訂正前「少し（大分？）になってしまいましたので」

訂正後「少し（大分？）長文になってしまいましたので」

「ブラック士業」なのでしょうか？

県西支部 杵 渕 徹

俗語が定着したときは「レッテル貼り」という弊害に注意が必要です。平成20年頃からインターネット上で使われていた「ブラック企業」も今年の流行語大賞のトップテンになって完全に定着しました。そして「ブラック士業」という派生語まで誕生しています（以前ならば「悪徳弁護士」なのでしょうか？）。連合会の金田修会長（当時）も、『月刊社労士』の中で「最近の報道の中で、労働法を無視した労務管理を行う、いわゆる『ブラック企業』とともに、その企業を支援する『ブラック士業』として社労士が紹介されているような状況も、一社労士であり、連合会会長である私としては、痛恨の極みである」と嘆いていらっしゃいます（平成25年3月号）。

ここで語られている「報道」の1つは、「社会保険労務士は、弁護士のように労働法を熟知しているわけではない。労務管理のプロといっても、それは保険関係の処理などに限定されており、複雑な契約論・法律論を学んでいるわけではないのだ。そうした中で、自覚的に『ブラック』な稼業に手を染める社労士も現れてきている。（中略）多くの弁護士や社労士は法律に基づいて業務をし、経営者が健全な経営をするように指南している。こうしたブラック士業が現れて、もっとも困っているのはかれら、まともな経営側のコンサルタントかもしれない」（『ブラック企業／文春新書』）だと考えられます。

著者は労働相談を行っているNPO法人「POSSE」の代表である今野晴貴さんです。流行語大賞の授賞式にも出席されましたように「ブラック企業」という言葉の第一人者だと認知されている今野さんが『ブラック企業ビジネス／朝日新書』を上梓されました。「若者を使い潰すブラック企業の背後には、それを支える弁護士・社労士がいた」という新聞広告のコピーにも刺激されて読んでみました。そして、3度驚きました。第1の驚きは、ブラック士業の指南書として安全管理研修会でお話を伺ったばかりの向井蘭弁護士の著書が取り上げられていました事。第2の驚きは、連合会の大槻哲也会長（当時）が『ビジネスガイド』（平成17年3月号）でされた「ADR万歳」的な発言が引用されていた事。そして最大の驚きが私たちの広報誌『とちぎ社労士』での小野幸夫先生が特別研修に反対された意見文が取り上げられていた事です。少し長くなりますが、引用させていただきます（「ブラック企業ビジネス」P161～P162）。

実は、社労士の中でも、個別紛争をビジネスチャンスにしようという動きに対しては、歓迎の声ばかりではなく、地方では反対の声もあった。栃木県社会保険労務士会会報には次のように特別研修を批判する意見が出ている。「もともと現在の社労士の能力で労使の紛争を解決することは無理であり、紛争等に巻き込まれ混乱を引き起こすことぐらいしかできないと考えられる。（略）あっせん代理が不調に終わり、紛争等の未解決事件が発展し、労使紛争等の審理等が審理委員会から打ち切りとなった場合は、委任者及び一般国民から信用をなくして地獄行きとなる。特定社労士とは、能力のない社労士と言われてもしょうがないと思います」（『栃木県社会保険労務士会会報』2006年4月30日号）

これは『とちぎ社労士』の「82号」ですが、今野さんは県会のホームページから読まれたのだと推測致します（ちなみにHPで読む事ができるのは「81号」から）。当時『とちぎ社労士』に携わっていた者としては、情報収集の対象として頂いた事に、頭が下がる思いです。やはりHPに掲載するという事は、こんな文章でも「責任重大」です。

今野さんの主旨は、司法制度改革によって大量発生した食べられない弁護士とADRをビジネスチャンスと考えて進出してきた社労士が「ブラック士業」と化して「ブラック企業」を支えているという事だと思います。著書に書かれている事が全て「正しい」とも思いませんが、この点については「一理」と個人的には考えます。でも安易な「レッテル貼り」は嫌いですし、「危険」だとも思います。顧問先の奥さんが「労働者という弱者を食い物に……」という主旨の報道姿勢に対して、「それ以上に弱者なのが零細企業の経営者」だどつぶやいていました。急な退職者が出てしまい背に腹は代えられず雇ってしまった「ブラックな人」に振り回され苦勞しています。そんな「零細企業の経営者」のフォローをしても「ブラック」と呼ばれるのならば、あまんじて「ブラック士業」と呼ばれます。「レッテル」貼って下さい。

行政官庁等との事務連絡協議会開催

恒例となっている事務連絡協議会を、全国健康保険協会栃木支部、日本年金機構、栃木労働局との間でそれぞれ開催しました。

社会保険労務士会も各行政官庁等とも国民の利益という目的は同じという観点で、実務者レベルの意見情報交換等が行われました。主な内容は以下のとおりです。

尚、当会からの要望事項に関する行政官庁等からの回答報告につきましては、後日会員各位へ送付いたします。

《全国健康保険協会栃木支部》平成25年11月18日 13時30分～14時45分

- 議題1 傷病手当金支給申請時の添付書類について
- 2 被扶養者調書の配布方法等について
- 3 保険証の回収率と保険料率の関連性について



《日本年金機構》平成25年11月18日 15時00分～16時30分

- 議題1 待ち時間の改善についての報告
- 2 未支給年金分と、特例法による支給分との支払時期の統一化の依頼
- 3 社会保険労務士の委任状、資格証明書の確認行為について
- 4 通達「嘱託として再雇用された者の被保険者資格の取り扱いについて」の解釈について
- 5 被保険者資格の得喪手続きについて、トラック健保との内約等の有無の確認
- 6 算定基礎届、月額変更届の控えの送付先について、一方が、事業主で、もう一方が委託社労士であることに対する事務処理の問題について
- 7 賞与届の時季変更による督促状送付に関する件



《栃木労働局》平成25年12月3日 15時00分～16時00分

- 議題1 雇用保険証再発行手続き時の委任行為の添付書類について
- 2 雇用保険の得喪業務について
- 3 求人票の記入項目について
- 4 新卒の求人票の受付について



以上、主な議題のみ報告いたしました。今回はさらに詳細な情報交換が行われております。

会員がスムーズに業務遂行できるよう今後ともこのような協議会を継続してまいります。日常から、行政に対する改善・要望等のご意見がございましたら、何時でも会の方へご連絡ください。



事務所訪問記

須藤社会保険労務士事務所（県南支部）

住 所：栃木県下都賀郡壬生町寿町5-5

開 業：2001年1月1日

職員数：2名

県内に降雪の予報が出ていた12月18日、栃木街道から北関東自動車道壬生インター入り口交差点近くの事務所を訪問しました。

事務所は、賃借しているそうですが、広い駐車場の中にクリーム色の南欧風の外観がおしゃれな建物でした。

吹き抜けのある明るい室内には観葉植物が置かれていて、一角に設けられた応接スペースにてお話を伺いました。

Q 社労士資格取得の動機をお教え下さい。

サラリーマンをしていた40歳頃に当時勤務していた会社の経営が悪化し、経理担当として金融機関への対応に追われる中、自分の将来について考えていたとき、税理士として開業していた親友より、将来性のある職業として社会保険労務士を勧められ、何の予備知識もないまま勉強を開始し資格を取得して開業されたそうです。

開業後は、その親友の税理士には顧客を紹介していただいたりして、親しくお付き合いをされているそうです。

Q 開業に現在の場所を選んだ理由

当初、自宅のある栃木市内で適当な物件を探していたが見つからず、縁あって今の場所で開業されたそうです。自宅の栃木市と県都の宇都宮市の中間で、高速道路のインターチェンジが近くにあり交通の便がよく、また、大学病院や金融機関、スーパーマーケットも複数ある現在の場所に満足されているそうです。

栃木市内の自宅からは、クルマで30分かけて通勤されているそうです。

Q 記憶に残る事例はありますか？

退職をめぐり会社と従業員の主張の食い違いでトラブルに発展しそうになっていたケースで、会社からの要請を受けて、その従業員と面談し、従業員の家族状況や会社への不満などをじっくり時間をかけて聞いてあげたところ、信頼を得ることができて、円満退職への合意を得ることができたケースだそうです。

この結果、社長から大変感謝され、それ以後“神様”扱いされているそうです。「まさしく社労士冥利につきるケースといえるでしょう」と、ニコニコ顔で話されていました。

労使紛争が起きてから処理をするのではなく、紛争が起きないように常日頃から関与先企業にアドバイスすることを心がけているそうです。

Q 事務所経営で心がけていること

現在は、栃木県社労士会の専務として多忙なこともあり、業務処理はほとんど事務員任せとなっているそうです。以前より事務員の教育に重点的に取り組み、レベルアップに努めた結果、安心して任せられる職員に成長してくれたそうです。

Q ご趣味はなんですか

ゴルフや釣りなどもしていますが、最近は栃木市の自宅の家庭菜園で野菜を育てています。今夏はナスやキュウリなどを毎日大量に収穫できたそうです。自分で手塩にかけた野菜のおいしさは格別だそうです。私から来年は、おすそわけをお願いしました。



Q 県社労士会専務として会員への一言

倫理に反するような問題を起こさないで欲しいということにつきますとのことです。

今回取材させていただいて、顧客先企業、友人、そして事務所職員との信頼関係を大切にされて、顧問先に喜んでいただけるよう努められた結果が、須藤事務所の今日を築いたであろうと思いました。須藤事務所のますますのご発展をお祈り申し上げます。

広報委員 鈴木 悦子